



鳥取県公報

平成12年12月22日(金)

第7243号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）..... 1
	結核予防法による医療機関の指定の辞退（ " ）..... 1
	保安林の指定の解除予定（2件）（森林保全課）..... 2
教委規則	教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（小中学校課）..... 3
教委告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報（総務課）..... 3
企業局訓令	中津ダム操作規程及び茗荷谷ダム操作規程の一部を改正する訓令（総務課）..... 4
監査公告	監査結果に基づき知事が講じた措置の公表..... 4

告 示

鳥取県告示第707号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の6第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年12月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
こはまクリニック	鳥取市湖山町南一丁目830 - 1	平成12年11月6日
瀬川医院	八頭郡船岡町大字坂田350 - 3	平成12年12月9日
林歯科医院	鳥取市立川町二丁目143	平成12年7月14日
坂本歯科医院	鳥取市今町1丁目123	平成12年11月21日
オリーブ薬局	鳥取市永楽温泉町108	平成12年7月1日
大村薬局松並店	鳥取市松並町一丁目393 - 2	平成12年7月18日
大陽堂薬局2号店	倉吉市新町三丁目1081 - 6	平成12年10月16日
いわもと薬局	八頭郡船岡町大字坂田350 - 7	平成12年12月8日
おしどり調剤薬局有限公司	日野郡日野町野田319 - 5	平成12年12月16日

鳥取県告示第708号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の6第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとお

り告示する。

平成12年12月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞退年月日
瀬川医院	八頭郡船岡町大字船岡585 - 1	平成12年12月 8 日

鳥取県告示第709号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年12月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡佐治村大字尾際字本坂谷967の3・968の2（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第710号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年12月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字市瀬字円城谷3191の8・3195の4から3195の7まで・字家ノ下3206の6（以上6筆国有林）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字市瀬字家ノ下3196の5・3196の6・3197の2（以上3筆国有林）
- (2) 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- (3) 解除の理由
道路用地とするため

教育委員会規則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年12月22日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第24号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

条 項	改 正 前	改 正 後
第2条の表3の項イ	文部令	文部科学省令
第2条の表5の項イ、9の項イ及び10の項イ	文部省令	文部科学省令
第10条第1項第1号	文部大臣	文部科学大臣
様式第4号備考2		
様式第8号の2		

附 則

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第27号

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）第10条の規定により次のとおり告示する。

平成12年12月22日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
鳥取県教育委員会事務局職員〔文化財主事〕採用候補者選考試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	試験結果の通知日から1月間	教育委員会総務課

企 業 局 訓 令

中津ダム操作規程及び茗荷谷ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成12年12月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局訓令第2号

中津ダム操作規程及び茗荷谷ダム操作規程の一部を改正する訓令

次の表の訓令名の欄に掲げる訓令の同表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ

訓 令 名	条 項	改 正 前	改 正 後
中津ダム操作規程（昭和50年鳥取県企業訓令第1号）	第13条第2項	中国地方建設局長 、以下	中国地方整備局長 。以下
	第18条	中国地方建設局長	中国地方整備局長
	第19条第4号		
	別表第1(2)の項		
茗荷谷ダム操作規程（昭和50年鳥取県企業訓令第2号）	第13条第2項	中国地方建設局長 、以下	中国地方整備局長 。以下
	第18条	中国地方建設局長	中国地方整備局長
	第19条第4号		
	別表第1(2)の項		

同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

附 則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成10年度に係る監査結果（平成11年鳥取県監査委員公告第2号）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成12年12月22日

鳥取県監査委員 山 田 次 彦
同 井 上 耐 子
同 奥 田 保 明
同 松 田 一 三

皆成学園

1 監査結果

児童福祉施設費弁償金の調定及び収入の時期が大幅に遅延しているものがあったので、適正な事務処理を行われたい。

2 講じた措置

児童福祉施設の職員が給食を受けた月の翌月の上旬に調定を行うよう指導の徹底を図った。

